構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長崎市

2 構造改革特別区域の名称

長崎市知的障害者及び障害児デイサービス特区

3 構造改革特別区域の範囲

長崎市全域

- 4 構造改革特別区域の特性
- (1)長崎市の障害者施策の基本的方向

長崎市は、本年度に平成20年度までの6ヵ年を対象とした「長崎市障害者基本計画 長崎市障害者プラン 」を策定して、誰もが平等に暮らしていける「ノーマライゼーション社会」の実現と、障害者と健常者が相互に支え合う「共生社会」の実現に向けて、障害者施策を推進していくこととしている。

特に、本計画においては、次の3つの観点から、障害者施策の展開を図り、重点施策については、数値目標を定め、効率的な計画の達成を図っていくこととしている。

障害者の地域での自立生活のさまざまな方法での支援

施設の適切な整備と積極的な活用

障害者が共に暮らしていくことができる地域づくりの推進

こうした観点からの計画を推進していくうえでは、地域におけるあらゆる社会福祉資源を活用して、在宅福祉のサービスの基盤の充実を図っていく必要がある。

(2)長崎市の障害者の現状と地域の特性

長崎市は、九州の西端に位置する長崎県の県都として発展し、東西に約25km、南北に約26kmのひろがりがあり、市域は241.29km におよぶが、市域の大部分は標高590mの八郎岳を最高点とする山稜に占められており、平坦地が少なく、既成市街地の7割を斜面地が占める斜面都市である。

長崎市の障害者数は、平成15年3月末現在で、22,097人である。 このうちに、知的障害者2,453人(11.1%)であり、約600人が 入所施設を利用しており、約1,850人が地域で生活している。

平成15年4月の支援費制度が導入されて、知的障害者及び障害児を対象とする居宅介護を行う指定居宅生活支援事業者数は、17事業者から37事業者に増加している。これに伴い知的障害者の居宅介護サービス利用者も、94人から244人へと約2.6倍に増加している。

しかしながら、知的障害者及び障害児を対象とするデイサービス事業者は、支援費導入後も5事業者のまま増加がなく、知的障害者のデイサービスでは、1人当たりの利用時間が6.6時間から14.1時間へと延びたことに相反して、利用者数は80人から53人へと減少の傾向さえ現れている。

支援費におけるデイサービスの支給決定時間に対する実利用時間の割合は、知的障害者が約67%、障害児が約38%であることを考えれば、知的障害者及び障害児のデイサービスは、サービスの提供基盤である事業者の新規参入がないことにより、潜在的な需要を満たしていない現状が推測される。

5 構造改革特別区域計画の意義

支援費制度の導入後も知的障害者デイサービス及び障害児デイサービスの事業者の事業の増加がなく、今後とも新規参入が急増する見込みがない。また、地形的に斜面地が多く、生活圏が細かく分断され、道路事情が十分でない都市環境においては、知的障害者及び障害児が遠距離にあるデイサービスを利用する負担は大きい。

こうした現況において、知的障害者及び障害児にとっては、日常的に利用できる生活圏内にデイサービスを整備していくことが必要である。

長崎市内には、現在、指定介護事業者が東部地区に12カ所、西部地区に13カ所、南部地区に15カ所、北部地区に17カ所の合計で57ヵ所が整備されている。

本特例措置である「指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業」を実施することは、次のような意義がある。

- (1)知的障害者の日常の生活圏内での自立支援の推進
- (2)障害児の保護者の負担軽減と安心の確保
- (3)遠距離のデイサービス利用に伴う利用者の送迎における負担の軽減
- (4)利用者の福祉サービスの選択肢の増加
- (5)事業者の実質的な増加にともなう、競合関係の発生による福祉サービスの向上
- (6)地域における社会資源の有効活用
- (7)事業者の運営の安定

6 構造改革特別区域計画の目標

長崎市では、知的障害者のデイサービスは3カ所、障害児のデイサービス(通園事業)は1カ所で実施されている。平成15年4月に支援費制度の導入に伴い、知的障害者及び障害児の地域における自立への意欲は高まりつつあり、在宅福祉の充実が必要であるが、知的障害者及び障害児のデイサービスについては、事業者が新たに事業を実施するには、施設整備の負担が大きく、早急なサービス提供の基盤は期待できない。

また、斜面地という地形的な特性を考慮すれば、近隣の生活圏における地域福祉の充実が望ましく、数名程度の小規模のデイサービスが市域全体に散在する環境整備が望まれている。

そのために、知的障害者及び障害児が、介護保険法にもとづく指定通所介護事業所や、身体障害者福祉法にもとづく指定デイサービス事業所を利用することや、障害児が身体障害児デイサービス及び知的障害者デイサービスを利用することは有効な手段であると考える。

現在、本市では、法令等を遵守してきたことにより、対象の種別を超えての事業の利用はなされていないが、利用者の一部からは、施設の利用調整の相談の過程等において、過去にそうした希望が述べられた経緯があり、事業者からも受け入れの意向が示されている。

平成15年4月末現在、知的障害者の更生施設、授産施設の入所、通所の待機者は、130人であり、待機者の解消は急務の課題となっている。また、本年4月以降は養護学校の卒業生が100人程度見込まれ、長期化する不況下での就職が困難な状況では、さらに増加することが予想される。

具体的には、本特例措置である「指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業」により、この待機者の減を目標とする。

ただし、利用対象の種別が異なる施設の利用であり、利用にあたっては、利用者本人の希望と事業者の受け入れ体制、障害の程度と障害特性の十分な理解と配慮がなされるよう、指導と調整を図ることとする。

現在、当初から本特例措置の適用を想定している事業所は、指定通所介護事業所1事業所、指定知的障害者デイサービス事業所1事業所の合計2事業所であるが、随時、知的障害児・者の受入が可能な事業所の拡大を図り、将来的には、全指定通所介護事業所57事業所及び指定知的障害者デイサービス事業所3事業所及び、今後、新しく指定される事業所のすべてが、定員に余裕がある場合には、知的障害児・者への対応が可能であるという状態に整備する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革と区別区域に及ぼす経済的社会 的効果

(1)経済的効果

知的障害者及び障害児のデイサービスに、事実上、新たな事業者が参入

することになり、事業者相互の間で競合関係が生じて、福祉サービスの質的な向上が期待される。

定員に満たない施設においては、人員及び施設設備の有効な活用を図る ことができる。

・ 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している指定通所介護事業所では、1日3人の利用を見込んでおり、週6日、年52週で、延べ936人/年の利用が見込まれる。平成14年度の長崎市における知的障害者デイサービスの利用者は、8,618人/年であり、10.8%の増となる。

将来的には、知的障害者を受け入れる事業所の拡大を図り、57 事業所及び今後指定される事業所のすべてが、定員に余裕がある場合は、知的障害者の利用が可能という状態を達成する。

・ 同じく当初から本特例措置の適用を受けることを想定している指定知的障害者デイサービスについては、1日2人の利用を週に1回と見込んでおり、年49週(年末年始2週間、夏季休暇1週間を除く)で、延べ98人/年の利用が見込まれる。平成14年度の長崎市における児童デイサービスの利用者は、2,756人/年であり、3.5%の増となる。

将来的には、知的障害児の受け入れる事業所の拡大を図り、3事業所及び今後指定される事業所のすべてが、定員に余裕がある場合は、知的障害者の利用が可能という状態を達成する。

(2)社会的効果

知的障害者の自宅待機が解消されることにより、保護者の負担が軽減される。

デイサービスの利用により、利用者の社会適応能力が高まり、障害にと もなうさまざまな社会不適応の訓練がなされる。

入所施設の利用から地域生活の移行における自立の促進を支援できる。 介護保険における指定事業者の知的障害の特性への理解が深まり、介護 保険の対象年齢に到達した後も円滑な利用の移行が図られる。

平成17年1月4日に予定されている6町の吸収合併にともない市域は さらに拡大されるが、合併地域におけるデイサービス事業の充実が円滑に なされる。

8 特定事業の名称

- 9 0 6 指定通所介護事業者等における知的障害者及び障害児の受入事業
- 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定 事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共

団体が必要と認める事項

(1)相談事業の充実

長崎市福祉部障害福祉課支援係(係長1人 係員4人 嘱託職員3人計8人)において、支援費の相談、申請受付、支給決定を行っており、相談を綿密に行うことにより、適切な事業の活用を図る。

(2)事業者の指導

指定通所介護事業者等への知的障害者及び障害児の研修を実施するほか、 長崎市障害福祉センター(社会福祉法人 長崎市社会福祉事業団が長崎市 から委託により運営)で実施している地域療育等支援事業において、事業 者の個別の相談に応じて指導を行う。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

- 1 特定事業の名称
 - 906 指定通所介護事業者等における知的障害者及び障害児の受入事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の指定通所介護事業所、指定身体障害者デイサービス事業所及び指定知的障害者デイサービス事業所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域の認定日

- 4 特定事業の内容
- (1) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

(介護保険法にもとづく指定通所介護事業所)

運営主体 社会福祉法人 致遠会 所在地 長崎市油木町 6 5 - 1 4

施設名称 特別養護老人ホームサンハイツ通所介護事業所

施設所在地 長崎市油木町 6 5 - 1 4 施設種別 指定通所介護事業所

定員60 人現在の平均利用者数45 人

本特例措置による利用者見込数 3 人(知的障害者)

要件適合性の確認

a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及びででいる。 び障害児の利用者数の合算額で除した数が3 mg以上であること。

食堂面積 257.37 m² 利用者数合計 48

人・・・イ

機能訓練室 66.6 m² アノイ 6.7 m²/

人 計 323.97 ㎡・・・ア b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と 知的障害者及び障害児の合算数で基準を満たしているか判断し、満た していない場合は 新たに必要な職員数を確保すること。

生活相談員 2 人(専任 兼務 常勤 非常勤)

看護職員 1 人 介護職員 10 人 機能訓練指導員 0 人

利用者の合算数が定員を超える受け入れは行わないため、新たな職員の確保は要しない。

c 指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所又は知的障害者 デイサービス事業所において障害児を受け入れる場合には、障害児関 係施設から技術的支援を受けること。

当分の間、障害児の受け入れは行わない。

(知的障害者福祉法にもとづく支援費指定居宅事業所)

運営主体 社会福祉法人 ゆうわ会

所在地 長崎市西山4丁目610番地施設名称 デイサービスセンターすずらん 施設所在地 長崎市西山4丁目648番地6

施設種別 指定知的障害者デイサービス事業所

定 員 15人

現在の平均利用者数 13人

本特例措置による利用者見込数 2 人(障害児)

要件適合性の確認

a 知的障害者デイサービスにおいて支援費指定居宅事業所の指定を受けていること。

平成 1 5 年 3 月 3 1 日 支援費指定居宅事業所指定

b 指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所又は知的障害者 デイサービス事業所において障害児を受け入れる場合には、障害児関 係施設から技術的支援を受けること。

長崎市障害福祉センターで実施している「地域療育等支援事業」に

おいて、指導を行うほか、同センターで実施する「長崎市障害児デイサービス」において必要に応じて実地研修を行う。

- 5 当該規制の特例措置の内容
 - (1)規制の特例措置の必要性

平成15年度からの支援費制度の導入後も、知的障害者及び障害児のデイサース事業者の増加がなく、利用者がデイサービスを利用できない現状になっている。地域における社会資源を活用しての福祉サービスの提供基盤の整備を図るため、当該規制の特例措置により指定通所介護事業所等を活用する。